

相続税の課税価格から控除できる葬式費用の範囲

相続税の税務調査において、次のケースは是認されるでしょうか。

被相続人 A の相続人 B は、葬式等に掛かった以下の費用をすべて債務控除とした。

《内訳》

イ 通夜	50 万円
ロ 葬儀	100 万円
ハ 納骨	5 万円
ニ お布施	20 万円
ホ 戒名	40 万円
ヘ 初七日	20 万円
ト 四十九日	30 万円
チ 香典返礼費用	30 万円
リ 墓地購入代金	300 万円

【結論】

B の申告は、ヘ～リについて否認される。

【解説】

被相続人に係る**葬式費用**は、相続税の課税価格から控除できます(相続税法第 13 条第 1 項第 2 号)。

葬式費用は被相続人に係る本来の債務ではありませんが、相続開始に伴う必然的出費であり、社会通念上も相続財産から負担になることが考慮されたため、債務控除の対象となっています。



葬式費用として控除する金額は、次の範囲内のものです(相続税法基本通達 13-4)。

- ☆ 葬式若しくは葬送に際し、又はこれらの前において、埋葬、火葬、納骨又は遺がい若しくは遺骨の回送その他に要した費用(仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用)
- ☆ 葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用
- ☆ 上記 2 項目に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるもの
- ☆ 死体の捜索又は死体若しくは遺骨の運搬に要した費用

【否認されないためには】

控除することができる葬式費用の範囲を理解することが、本ケースのポイントでした。

逆に、一般的に葬式費用として混同されやすいものを次のように掲げ、葬式費用として取り扱わない旨を定めています(相続税法基本通達 13-5)。

- ヌ 香典返戻費用
- ル 墓碑及び墓地の買入費並びに墓地の借入料
- ヲ 法会に要する費用
- ワ 医学上又は裁判上の特別の処置に要した費用

「法会」とは、法事のことを指します。初七日以降の法事は、死者を葬る儀式とは異なり、追善供養のために営まれるものであることから、葬式費用には含められていません。

また、「医学上又は裁判上の特別の処置に要した費用」は、例えば、死体の解剖に要した費用が考えられます。